特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の二号を加える。

六十一　設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

六十二　設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備

別表第一号一(3)アの表中

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 「第二条第一項第十六号の無線設備 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 2注○ | | | | | | 」 |

を

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 「第二条第一項第十六号の無線設備 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 2注○ | | | | | | 」 |
| 第二条第一項第十六号の一の無線設備 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | |
| 第二条第一項第十六号の二の無線設備 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | |

に改める。

別表第一号第一中「又は同項第55号」を「、同項第55号」に改め、「時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局」の次に「又は同項第61号に規定する基地局若しくは200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を加える。

様式第七号注四の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第二条第一項第61号に掲げる無線設備 | ＺＵ |
| 第二条第一項第62号に掲げる無線設備 | ＣＴ |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 告　示

**○総務省告示第三百七号**

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号49の規定に基づき、二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を次のように定める。

平成二十二年八月二十五日

総務大臣　原口　一博

| 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|---|---|
| 九kHzを超え一五〇kHz以下 | 1　空中線電力が一ワット以下の送信装置<br>任意の一kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値<br>2　空中線電力が一ワットを超える送信装置<br>任意の一kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 |